

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第6148355号  
(P6148355)

(45) 発行日 平成29年6月14日(2017.6.14)

(24) 登録日 平成29年5月26日(2017.5.26)

(51) Int. Cl. F I  
**A 6 3 B 57/10 (2015.01)** A 6 3 B 57/10  
**A 6 3 B 57/15 (2015.01)** A 6 3 B 57/15  
 A 6 3 B 102/32 (2015.01) A 6 3 B 102:32

請求項の数 21 (全 12 頁)

(21) 出願番号	特願2015-563075 (P2015-563075)	(73) 特許権者	515345654
(86) (22) 出願日	平成26年6月13日 (2014.6.13)		ティー クロー エルエルシー
(65) 公表番号	特表2016-526934 (P2016-526934A)		TEE CLAW LLC
(43) 公表日	平成28年9月8日 (2016.9.8)		アメリカ合衆国, カリフォルニア州 92
(86) 国際出願番号	PCT/US2014/042280		780, タスティン, バレンシア アヴェ
(87) 国際公開番号	W02014/201337		ニュー 1382, ユニット エル
(87) 国際公開日	平成26年12月18日 (2014.12.18)		1382 Valencia Ave.,
審査請求日	平成28年3月9日 (2016.3.9)		Unit L, Tustin, CA 92
(31) 優先権主張番号	13/918,027	(74) 代理人	100169904
(32) 優先日	平成25年6月14日 (2013.6.14)		弁理士 村井 康司
(33) 優先権主張国	米国 (US)	(74) 代理人	100181021
早期審査対象出願			弁理士 西尾 剛輝

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 ゴルフティーイング装置

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

ゴルフティーイング装置であって、  
 上部と、  
 基部とを備え、  
 前記基部が2つ以上の延長部から成り、  
 前記2つ以上の延長部が、表面と取り外し可能かつしっかりと係合するように構成され、  
 前記上部がゴルフボールを抱えるように構成され、  
 前記2つ以上の延長部が前記基部の外側リムの実質的に近くに配置され、  
 前記2つ以上の延長部が、まず前記基部から実質的に下向きに延びる第1部分と、次に斜め下方に延びる第2部分と、を有する実質的にフック型であり、  
前記2つ以上の延長部の前記第2部分は、いずれも前記基部の周方向の時計回りに延びているか、いずれも前記基部の前記周方向の反時計回りに延びている、  
 ゴルフティーイング装置。

【請求項 2】

標準ティー係合部をさらに備え、前記標準ティー係合部が、標準ティーが前記ゴルフボールを抱えるように前記標準ティーと噛み合い係合するように構成される、請求項1に記載のゴルフティーイング装置。

【請求項 3】

前記標準ティー係合部が穴から成り、前記穴の縁部が、前記標準ティーが前記ゴルフボールを抱えるように、前記標準ティーと噛み合い係合するように構成される、請求項2に記載のゴルフティーイング装置。

【請求項4】

前記基部がさらに1つ又は複数のグリップノッチを備える、請求項1から3のいずれか1つに記載のゴルフティーイング装置。

【請求項5】

前記2つ以上の延長部のそれぞれが、前記基部の前記外側リムに沿って互いから等距離に配置されるとともに互いと同じ方向に曲がっており、

前記2つ以上の延長部が前記表面と接触するときに前記ゴルフティーイング装置を回転させることによって、前記2つ以上の延長部のそれぞれが前記表面と係合するように構成される、請求項1から4のいずれか1つに記載のゴルフティーイング装置。

10

【請求項6】

前記2つ以上の延長部が、1つ又は複数の鋸歯状の縁部から成る、請求項1から5のいずれか1つに記載のゴルフティーイング装置。

【請求項7】

前記穴が、前記標準ティーに置かれた前記ゴルフボールの高さが調整可能であるように、前記標準ティーと噛み合い係合するように構成される、請求項3に記載のゴルフティーイング装置。

【請求項8】

20

前記表面がゴルフマットである、請求項1から7のいずれか1つに記載のゴルフティーイング装置。

【請求項9】

前記上部が軟質のプラスチック材料から構成される、請求項1から8のいずれか1つに記載のゴルフティーイング装置。

【請求項10】

前記基部が硬質のプラスチック材料から構成される、請求項1から9のいずれか1つに記載のゴルフティーイング装置。

【請求項11】

前記2つ以上の延長部が6つの延長部である、請求項1から10のいずれか1つに記載のゴルフティーイング装置。

30

【請求項12】

ゴルフティーイング装置であって、

上部と、

基部と、

穴とを備え、

前記穴が前記上部及び前記基部を通して実質的に延び、

前記穴が前記上部の隆起リップ縁部から成り、

前記基部が4つ以上の延長部から成り、

前記1つ又は複数の延長部が、表面と取り外し可能かつしっかりと係合するように構成され、

40

前記隆起リップ縁部がゴルフボールを抱えるように構成され、

前記4つ以上の延長部が前記基部の外側リムの実質的に近くに配置され、

前記4つ以上の延長部が、まず前記基部から実質的に下向きに延びる第1部分と、次に斜め下方に延びる第2部分と、を有する実質的にフック型であり、

前記4つ以上の延長部の前記第2部分は、いずれも前記基部の周方向の時計回りに延びているか、いずれも前記基部の前記周方向の反時計回りに延びている、

ゴルフティーイング装置。

【請求項13】

前記穴が、標準ティーが前記ゴルフボールを抱えるように、前記標準ティーと噛み合い

50

係合するように構成される、請求項 1 2 に記載のゴルフティーイング装置。

【請求項 1 4】

前記基部がさらに 1 つ又は複数のグリップノッチを備える、請求項 1 2 または請求項 1 3 に記載のゴルフティーイング装置。

【請求項 1 5】

前記 4 つ以上の延長部のそれぞれが、前記基部の前記外側リムに沿って互いから等距離に配置されるとともに互いと同じ方向に曲がっており、

前記 4 つ以上の延長部が前記表面と接触するときに前記ゴルフティーイング装置を回転させることによって、前記 4 つ以上の延長部のそれぞれが前記表面と係合する、請求項 1 2 から 1 4 のいずれか 1 つに記載のゴルフティーイング装置。

10

【請求項 1 6】

前記 1 つ又は複数の延長部が、4 つ以上の鋸歯状の縁部から成る、請求項 1 2 から 1 5 のいずれか 1 つに記載のゴルフティーイング装置。

【請求項 1 7】

前記穴が、前記標準ティーに置かれた前記ゴルフボールの高さが調整可能であるように、前記標準ティーと噛み合い係合するように構成される、請求項 1 3 に記載のゴルフティーイング装置。

【請求項 1 8】

前記表面がゴルフマットである、請求項 1 2 から 1 7 のいずれか 1 つに記載のゴルフティーイング装置。

20

【請求項 1 9】

前記上部が軟質のプラスチック材料から構成され、前記基部が硬質のプラスチック材料から構成される、請求項 1 2 から 1 8 のいずれか 1 つに記載のゴルフティーイング装置。

【請求項 2 0】

ゴルフティーイング装置であって、

上部と、

基部と、

穴とを備え、

前記穴が前記上部及び前記基部を通して実質的に延び、

前記穴が前記上部の隆起リップ縁部から成り、

前記基部が 4 つ以上の延長部から成り、

前記 4 つ以上の延長部が、表面と取り外し可能かつしっかりと係合するように構成され、

30

前記隆起リップ縁部がゴルフボールを抱えるように構成され、

前記穴が、標準ティーが前記ゴルフボールを抱えるように、前記標準ティーと噛み合い係合するように構成され、

前記 4 つ以上の延長部が前記基部の外側リムの実質的に近くに配置され、

前記 4 つ以上の延長部が、まず前記基部から実質的に下向きに延びる第 1 部分と、次に斜め下方に延びる第 2 部分と、を有する実質的にフック型であり、

前記 4 つ以上の延長部の前記第 2 部分は、いずれも前記基部の周方向の時計回りに延びているか、いずれも前記基部の前記周方向の反時計回りに延びている、

40

前記 4 つ以上の延長部が、前記基部の前記外側リムに沿って互いから等距離に配置されるとともに互いと同じ方向に曲がっており、かつ、前記 4 つ以上の延長部が前記表面と接触するときに前記ゴルフティーイング装置を回転させることによって、前記 4 つ以上の延長部が前記表面と係合するように構成され、

前記 4 つ以上の延長部が 1 つ又は複数の鋸歯状の縁部から成り、

前記穴が、前記標準ティーに置かれた前記ゴルフボールの高さが調整可能であるように、前記標準ティーと噛み合い係合するように構成され、

前記上部が軟質のプラスチック材料から成り、

前記基部が硬質のプラスチック材料から成る、

50

ゴルフティーイング装置。

【請求項 21】

各延長部において前記斜め下方に延びる角度は、下方よりも基部に平行な方向に近い、請求項 1 から 20 のいずれか 1 つに係るゴルフティーイング装置。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、一般に、ゴルフティー、ゴルフティー保持具、ゴルフティーイング装置、及びその方法に関する。より詳しくは、本発明は、人工芝ゴルフマットのような表面と回転可能に係合するか、あるいはゴルフティーとして機能する装置に関する。

10

【背景技術】

【0002】

現在のゴルフゲームは 15 世紀にスコットランドから始まった。その発端から、ゴルフゲームの人気は世界的に高まってきた。運動する、屋外で時間を過ごす、日々のストレス及び悩みから逃れるためのはけ口を提供する、社会的及びビジネス上の接触を構築する、愛する者と一緒に時間を過ごす、あるいは単にスポーツそれ自体の挑戦を楽しむ目的でゴルフがプレーされるかどうかに関わらず、ゴルフは、一般に、すべてのレベル及び異なるゴルフ選好のゴルファーの多様な集団にとって著しく望ましいスポーツに変わってきた。

20

【0003】

ゴルファー人口の増加はこのスポーツを発展させているが、ゴルファーに練習場所を提供するドライビングレンジは、様々なレベル及びプレーヤーの選好に対応するには、概して装備が良くない。多くのドライビングレンジは、一般に、ゴルファーに多くの挑戦を提起することがある人工芝マットが装備される。これらの人工芝マットは、ゴルファーが、(1)人工芝マットの表面を直接打ち、これによって、ゴルファーのゴルフスイングを変えてしまうか、あるいは(2)人工芝マットの穴を通して挿入される嵩張るゴムティーを打つようにさせる。嵩張るゴムティーは、概して調整できず、典型的に、ユーザが汚いマットを持ち上げ、マットの下に生息するすべての虫に勇敢に立ち向かい、また穴を通してゴムティーを押し上げることが必要である。

30

【0004】

取付け及び取外しにおけるその困難に加えて、標準の嵩張るゴムティーは典型的に他の多くの欠陥を有する。1つの欠陥は、典型的に、ゴルフボールが標準のゴムティーから打たれるときのゴルフボール軌道の予測可能性が低いことである。この欠陥は、マット表面それ自体から直接ゴルフボールを打つときに、予測可能性がさらに低くなるという事実によって悪化させられる。

【0005】

他の欠陥は、一般に、人工芝マットの側面の一方に設定されたゴムティーの配置、右利き及び左利きの両方のゴルファーに対応しない固定位置であり、ゴルファーの多くは、持ち上げた高さからボールを打つ能力を維持しつつ、マットのどこかにボールを配置することを好むであろう。さらに、他の欠陥は、ゴムティーそれ自体が、ボールがティーに静止するときにボールの高さの変化に対応しないことである。

40

【0006】

これらの問題に対処するために、標準の嵩張るゴムティーの欠陥を補完するために、数百でないとしても、多くの装置が存在している。Dandeliusによって出願された米国特許出願公開第 2008/0146383 号明細書は、頂部からゴルフマットの穴内に嵌合し、概ねゴルフティーを支持するゴルフティー装置を開示している。Dandeliusの装置は、ユーザがゴルフマットを持ち上げることを不要にすることを可能にするが、Dandeliusの装置は、非常に複雑であり、製造費用が高価であり、また2つの別個の部分の有することを含めてそれ自体の欠陥を有する。さらに、Dandelius

50

sの装置は、概ね、嵩張るゴムティーに対応するためにすでにゴルフマットにあった標準の穴に配置することに限定され、概ね他の任意の位置にマットを係合させることができない。最後に、Dandeliusの装置は、ユーザが標準の木製ティーの使用に対応するか、あるいはボール配置の高さを変更することを概ね可能にしない。

【0007】

Lipidarovによって出願された米国特許出願公開第2007/0167259号明細書は、Dandeliusの装置よりも柔軟なゴルフティー装置を開示している。残念ながら、Lipidarovのゴルフティー装置は、さらに複雑であり、ユーザがゴルフマットの既存の穴を使用することを必要とする。

【0008】

Schulzeによって出願された米国特許出願公開第2004/0132554号明細書は、標準の木製ティーと係合するゴルフティー保持具を開示している。しかし、Schulzeのゴルフティー保持具は、なお人工芝マットの下に配置しなければならない。

【0009】

したがって、必要なことは、マットの任意の位置に人工芝マットを含むゴルフ表面の上をしっかりと把持し、かつ表面から容易に取り外すことができる再利用可能な使用しやすい廉価なゴルフティーである。

【発明の概要】

【課題を解決するための手段】

【0010】

従来技術の限界を最小限にするために、本発明の支承装置は、新しくかつ有用なゴルフティー及びゴルフティー保持具装置を開示する。

【0011】

本発明の一実施形態は、上部と、1つ又は複数の延長部から成る基部とを備えるゴルフティーイング装置である。延長部は、取り外し可能かつしっかりと表面と係合するように構成される。上部は、ゴルフボールを抱えるように構成される。ゴルフティーイング装置はまた、標準ティー係合部を含むことが可能であり、この場合、標準ティー係合部は、標準ティーがゴルフボールを抱えるように、標準ティーと噛み合い係合するように構成される。標準ティーの係合部は、穴であり、この場合、穴の縁部は、標準ティーがゴルフボールを抱えるように、標準ティーと噛み合い係合するように構成される。好ましくは、1つ又は複数の延長部は、実質的に下向きにかつ実質的に水平に延びる。好ましくは、1つ又は複数の延長部は、1つ又は複数の延長部が表面と接触しているときに、ゴルフティーイング装置を回転させることによって表面と係合する。好ましくは、1つ又は複数の延長部は、1つ又は複数の鋸歯状の縁部から成る。好ましくは、表面はゴルフマットである。好ましくは、穴は、標準ティーの高さが調整可能であるように、標準ティーと噛み合い係合するように構成される。好ましくは、上部は、軟質のプラスチック材料から成り、基部は硬質のプラスチック材料から成る。好ましくは、4つ又は6つの延長部がある。

【0012】

本発明の他の実施形態は、上部と、基部と、穴とを備えるゴルフティーイング装置である。穴は、実質的に上部と基部とを通して延びる。穴は、上部の隆起したリップ縁部から成る。基部は、1つ又は複数の延長部から成り、延長部は、取り外し可能かつしっかりと表面と係合するように構成される。隆起リップ縁部は、ゴルフボールを抱えるように構成される。好ましくは、穴は、標準ティーがゴルフボールを抱えるように、標準ティーと噛み合い係合するように構成される。好ましくは、1つ又は複数の延長部は、基部の外側リムにあり、この場合、1つ又は複数の延長部は、基部から実質的に下向きにかつ実質的に水平に延びる。好ましくは、1つ又は複数の延長部は、1つ又は複数の延長部が表面と接触しているときに、ゴルフティーイング装置を回転させることによって表面と係合する。好ましくは、1つ又は複数の延長部は、1つ又は複数の鋸歯状の縁部から成る。好ましくは、表面はゴルフマットである。好ましくは、穴は、標準ティーが穴に位置するときに標準ティーの高さが調整可能であるように、標準ティーと噛み合い係合するように構成さ

10

20

30

40

50

れる。好ましくは、上部は、軟質のプラスチック材料から成り、基部は硬質のプラスチック材料から成る。好ましくは、基部は、4つ以上の延長部から成る。

【0013】

本発明は、ゴルフティー、ゴルフティー保持具、及び地面又は表面、例えばゴルフマットの上で摺動するか又は把持するゴルフティーイング装置であることが好ましい。これにより、一般に、ユーザは、装置をティーとして使用するか、あるいは装置を使用して、標準ゴルフティーを保持することが可能である。典型的に木又はプラスチックである標準ゴルフティーは、ティーイング装置の中央の穴内に概ね摺動し、ボールを打つことができるようにユーザが標準ティーのボールをティーショットするとき、典型的に適所に保持される。

10

【0014】

本発明の目的は、ユーザがゴルフボールを打つ間にゴルフティーイング装置を取り外し可能に表面に固定し得るように、表面、例えば人工芝ゴルフマット内をひっかけ、摺動し、及び/又は把持することである。延長部は、下向きにかつ水平に(装置の基部に平行に)概ね突出して、延長部が表面内に横方向に摺動することを可能にする。

【0015】

本発明の他の目的は、様々なタイプ及びサイズの標準ゴルフティーを異なるティー高さに保持する能力を有するゴルフティーイング装置を提供することである。

【0016】

本発明の他の目的は、ゴルフマットを持ち上げてティー装置とゴルフマットとを係合させる必要性を排除することである。

20

【0017】

本発明の他の目的は、左利き及び右利きのすべてのゴルファーに便利であるゴルフマットの任意の場所にティーを配置する自由を提供することである。

【0018】

本発明の他の目的は、しっかりと、しかし取り外し可能に表面と係合し、ティー及びティー保持具の両方として機能する耐久性の再利用可能な取得可能なゴルフティーイング装置を提供することである。本発明は、地面にしっかりと装置を維持するために、基部の硬質プラスチック又は金属から製造されることが好ましい。穴及び上部は、上部が、ゴルフクラブからの直接の打撃に耐える程度に十分に強力であるが、ゴルフクラブを損傷しない程度に十分に柔らかいように、軟質プラスチック、例えば発泡プラスチックから製造されることが好ましい。

30

【0019】

本発明の他の目的は、従来技術の欠陥を克服することである。

【0020】

これらの、ならびに他の構成要素、工程、特徴、目的、利益及び利点は、今や、例示的な実施形態、添付図面、及び特許請求の範囲の次の詳細な説明の検討から明らかになるであろう。

【0021】

図面は例示的な実施形態であるが、すべての実施形態を示していない。例示的な実施形態に加えて又はその代わりに、他の実施形態を使用してもよい。明らかであるか又は不要であるかもしれない細部は、スペースを節約するために又はより有効な説明のために省略し得る。いくつかの実施形態は、追加の構成要素又は工程により、及び/又は図面に提供されたいくつかの又はすべての構成要素又は工程なしに実施することが可能である。異なる図面が同一の数字を含むとき、その数字は同一又は同様の構成要素又は工程を指す。

40

【図面の簡単な説明】

【0022】

【図1】ゴルフティーイング装置の一実施形態の斜視図であり、標準ゴルフティー及びゴルフボールを保持するゴルフティーイング装置を示している。

【図2】ゴルフティーイング装置の一実施形態の底面図である。

50

【図3】ゴルフティーイング装置の他の実施形態の側面図であり、標準ゴルフティー及びゴルフボールを直接保持するゴルフティーイング装置を示している。

【図4】ゴルフティーイング装置の一実施形態の上面図である。

【図5】ゴルフティーイング装置の一実施形態の斜視図であり、表面内に捻じ込まれ、かつ標準ゴルフティー及びゴルフボールを保持するゴルフティーイング装置を示している。

【図6】ゴルフティーイング装置の他の実施形態の底面図である。

【図7】ゴルフティーイング装置の他の実施形態の底面図である。

【図8】ゴルフティーイング装置の他の実施形態の底面図である。

【発明を実施するための形態】

【0023】

本発明の様々な実施形態の次の詳細な説明では、本発明の1つ又は複数の実施形態の様々な態様の徹底的な理解を提供するために多数の特定の詳細が示される。しかし、本発明の1つ又は複数の実施形態は、これらの特定の詳細のいくつか又はすべてなしに実施し得る。他の例では、本発明の実施形態の態様を不必要に不明確にしないように、周知の手順及び/又は構成要素については、詳細に説明していない。

【0024】

いくつかの実施形態が、ここに開示されているが、本発明のなお他の実施形態が、本発明の実施形態の次の詳細な説明の結果、当業者に明白になるであろう。本発明は、すべて本発明の精神と範囲から逸脱することなく、様々な明白な態様の修正が可能である。図及びそれらの詳細な説明は、限定的ではなく本質的に例示的なものと見なされるべきである。同様に、本発明の特定の実施形態に対する参照又は非参照は、本発明の範囲を限定するようには解釈されない。

【0025】

図1は、ゴルフティーイング装置の一実施形態の斜視図であり、標準ゴルフティー及びゴルフボールを保持するゴルフティーイング装置を示している。図1に示したように、ゴルフティーイング装置10は、基部15と、上部20と、穴30と、リムと、縁部又は持ち上げたリップ縁部とも称されるゴルフボール係合部25と、1つ又は複数の延長部17とから成ることが可能である。図1は、1つ又は複数の延長部を有するゴルフティーイング装置10を示している。延長部17は、表面、例えば人工芝ゴルフマット内に切り進む、掘り進む又は把持するように構成される尖った突出部、アーム又は爪であることが好ましい。延長部17はまた、ゴルフマット又は地面内をより良く把持するために少なくとも1つの鋸歯状の縁部19を有することが好ましい。装置10が接続される表面に応じて、本発明の範囲から逸脱することなく、ゴルフティーイング装置10が任意の数の延長部17を有してもよいことを理解すべきである。延長部17は、延長部17が基部15及び上部20と実質的に平行であるように、下向きにかつ水平に延びることが好ましい。これにより、一般に、ユーザがゴルフティーイング装置10を押し下げつつ、ゴルフティーイング装置10を捻るか又は回転させることによって、延長部17はゴルフマットと係合することが可能である。図1はまた、延長部17が、マット、地面又は表面と係合するように時計回りに、また装置をマット、地面又は表面から取り外すように反時計回りに回転されるように好ましくは構成されることを示している。

【0026】

好ましくは、基部15及び延長部17は、硬質プラスチック又はある他の耐久性材料、例えば金属から製造されるが、耐久性のある任意の材料から延長部17を製造し得ることを理解すべきである。好ましくは、材料により、表面、例えば人工芝マットに装置10をしっかりと係合させすることが可能である。好ましくは、上部20及び隆起リップ部25は、軟質のプラスチック材料、例えばゴム、発泡ゴム、又は発泡プラスチックから製造されるが、スイング中に接触するときにゴルフクラブに対する損傷を最小限にする任意の耐久性材料から製造し得る。代わりに、隆起リップ部25は、上部20及び基部15の両方を通して延びる別個の挿入体でもよい。

【0027】

10

20

30

40

50

図1はまた、ゴルフティーイング装置10の好ましくは中心に、あるいは実質的に中心にある穴30が、標準ゴルフティー50に係合するようにいかに構成されるかを示している。穴30は、軟質のプラスチック材料から好ましくは製造されるので、穴30は、ティー50の長さに沿った様々な点においてティー50に解放可能に固定する及び/又は係合する。このことは、一般に、ティー50がゴルフティーイング装置10によって保持されるので、ユーザがティー50の高さを変更することを可能にする。さらに、この構成は、一般に、ユーザが装置10により破損したティーを使用することを可能にし、これにより、さもなくば廃棄されるであろう多くのティーの寿命が好ましくは延長される。標準の木製又はプラスチックゴルフティーが図1に示されているが、様々なティーを使用し得ることを理解すべきである。図1はまた、ティー50がゴルフボール100を保持するためにいかに使用されるかを示している。ティー50の高さは調整可能であるので、ゴルフボール100の高さも調整可能である。

10

#### 【0028】

図2は、ゴルフティーイング装置の一実施形態の底面図である。図2に示したように、ゴルフティーイング装置10は、基部15、延長部17及び穴30を含むことが好ましい。図2に示したように、装置10は、実質的に円形であり、1つ又は複数のグリップノッチ200を含むことが好ましい。グリップノッチ200は、一般に、ユーザがゴルフマット又は表面にゴルフティーイング装置を容易に捻り込むことを可能にする。図2はまた、延長部17が装置10の円形曲線に整合するためにいかに曲げられるかを示している。これにより、一般に、装置10が表面内により均一に、しっかりと、かつ容易に捻りこむことを可能にする。さらに、図2はまた、ティー50を穴30によって固定することを可能にするために、穴30が装置10の全幅を通して好ましくはいかに延びるかを示している。

20

#### 【0029】

図3は、ゴルフティーイング装置の一実施形態の側面図であり、ゴルフボールを直接保持するゴルフティーイング装置を示している。図3に示したように、ゴルフティーイング装置10は、ゴルフボール100を抱えるように構成されることが好ましい。具体的に、ゴルフボールは、穴30の隆起リップ縁部25であり得るゴルフボール係合部25によって概ね抱えられる。ゴルフティーイング装置10が表面と係合した後、ユーザは、ゴルフボール100をゴルフボール係合部25に配置し、次にゴルフクラブを使用してボールにおいてスイングすることが可能である。

30

#### 【0030】

図4は、ゴルフティーイング装置の一実施形態の上面図である。図4に示したように、ゴルフティーイング装置10は、上部20、穴30、隆起リップ縁部25、延長部17、及びグリップノッチ200を含むことが好ましい。

#### 【0031】

図5は、ゴルフティーイング装置の一実施形態の斜視図であり、表面に捻じ込まれ、かつ標準ゴルフティー及びゴルフボールを保持するゴルフティーイング装置を示している。図5に示したように、ゴルフティーイング装置10は、基部15と、上部20と、穴30と、ゴルフボール係合部25と、延長部17とから成ることが可能である。延長部17は、表面、例えば人工芝ゴルフマット40内をより良く把持するために少なくとも1つの鋸歯状の縁部19を有することが好ましい。図5は、延長部17が、ゴルフティーイング装置10を捻るか又は回転させることによってゴルフマット40と好ましくは係合することを示している。図5は、ゴルフティーイング装置10及び延長部17が、マット40、地面又は表面と係合するように時計回りに、またゴルフティーイング装置10をマット40、地面又は表面から取り外すように反時計回りに回転されるように好ましくは構成されることを示している。図5はまた、穴30が、ゴルフボール100を保持するために使用される標準ゴルフティー50に係合するようにいかに構成されるかを示している。

40

#### 【0032】

図6は、ゴルフティーイング装置の他の実施形態の底面図であり、3つの延長部を示し

50

ている。図6に示したように、ゴルフティーイング装置10は、基部15、延長部17、グリップノッチ200、穴30及び商標300を含むことが好ましい。

【0033】

図7は、ゴルフティーイング装置の他の実施形態の底面図であり、4つの延長部を示している。図7に示したように、ゴルフティーイング装置10は、基部15、延長部17、グリップノッチ200及び穴30を含むことが好ましい。

【0034】

図8は、ゴルフティーイング装置の他の実施形態の底面図であり、5つの延長部を示している。図8に示したように、ゴルフティーイング装置10は、基部15、延長部17、グリップノッチ200及び穴30を含むことが好ましい。

10

【0035】

特に明記しない限り、以降の添付の特許請求の範囲を含めて、本明細書に記載されているすべての測定値、値、比率、位置、大きさ、サイズ、配置及び他の仕様書は、正確ではなく、およそである。これらは、これらが関連する機能に一致しかつこれらが関連する技術において一般的である合理的な範囲を有するように意図される。

【0036】

本発明の好ましい実施形態の前述の説明は、例示と説明の目的で提示してきた。複数の実施形態が開示されているが、本発明のなお他の実施形態が、本発明の例示的な実施形態を示しかつ記載している上述の詳細な説明から当業者に明白になるであろう。本発明は、すべて本発明の精神と範囲から逸脱することなく、様々な明白な態様の修正が可能である。したがって、詳細な説明は、限定的ではなく本質的に例示的なものと見なされるべきである。同様に、明示的に記載されないが、本発明の1つ又は複数の実施形態は、互いに組み合わせる又は関連して実施することが可能である。さらに、本発明の特定の実施形態に対する参照又は非参照は、本発明の範囲を限定するようには解釈されない。本発明の範囲は、この詳細な説明によってではなく、特許請求の範囲、及び本発明に添付される特許請求の範囲の等価物によって限定されることが意図される。

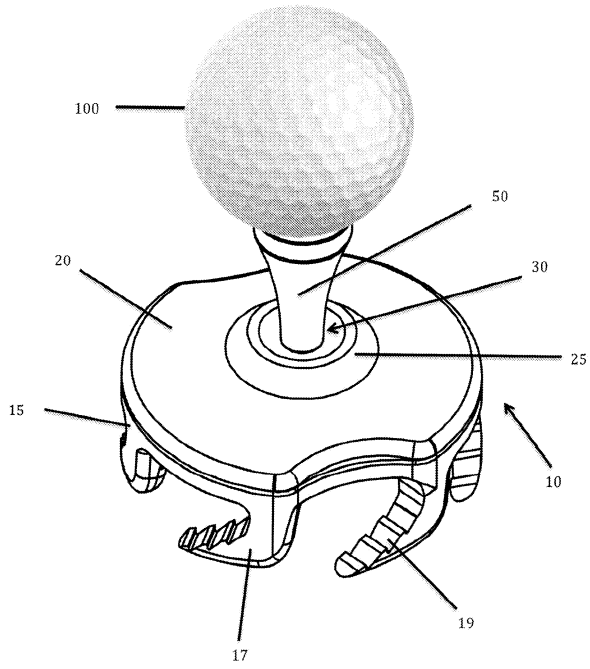
20

【0037】

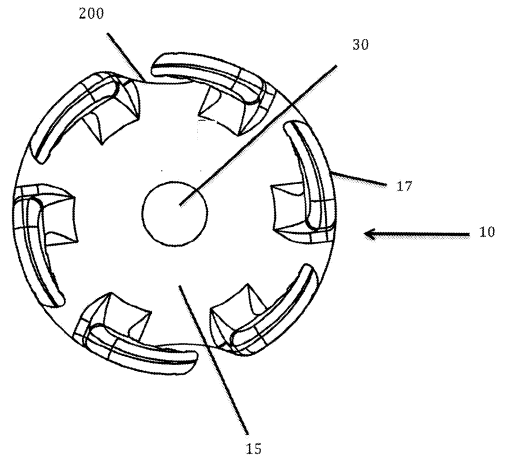
すぐ上に述べたことを除いて、述べた又は図示したことは、特許請求の範囲に記載されているか又は記載されていないかどうかに関わらず、公共に対する任意の構成要素、工程、特徴、目的、利益、利点又は等価物の提供をもたらすようには意図されないか又は解釈されるべきでない。

30

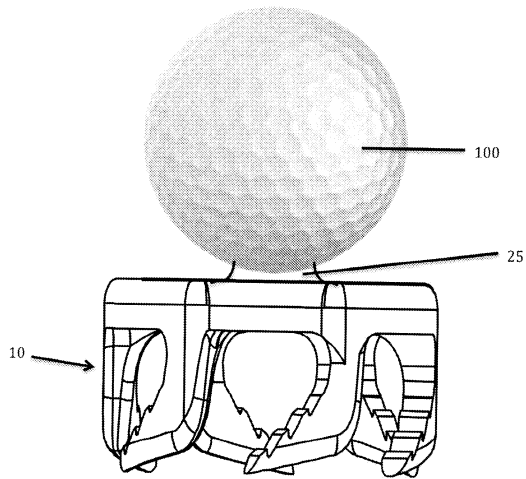
【図1】



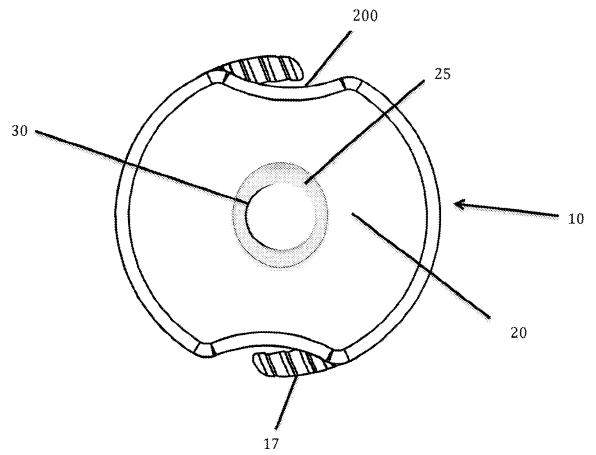
【図2】



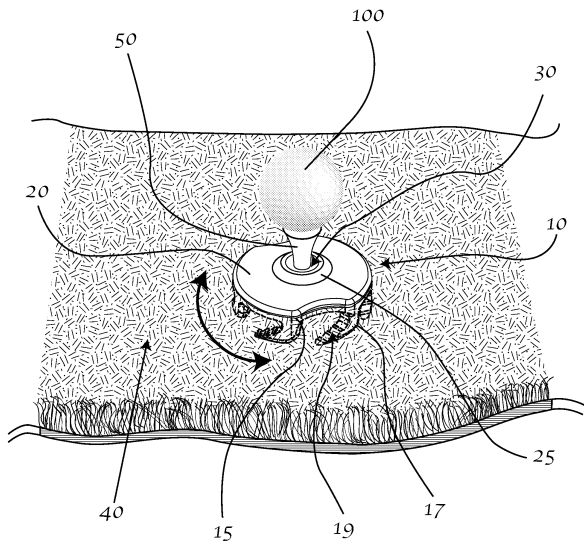
【図3】



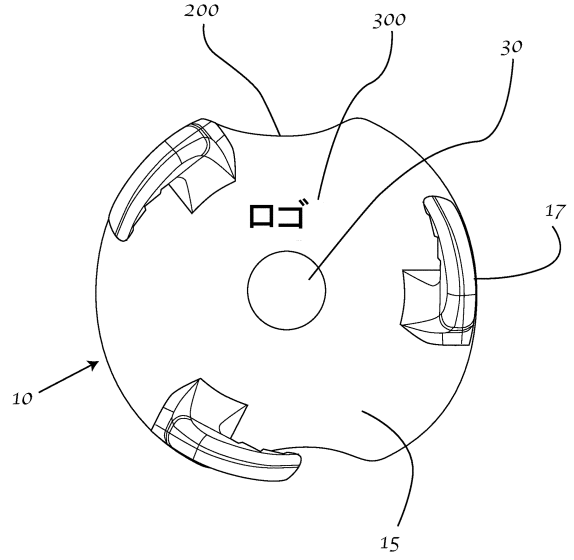
【図4】



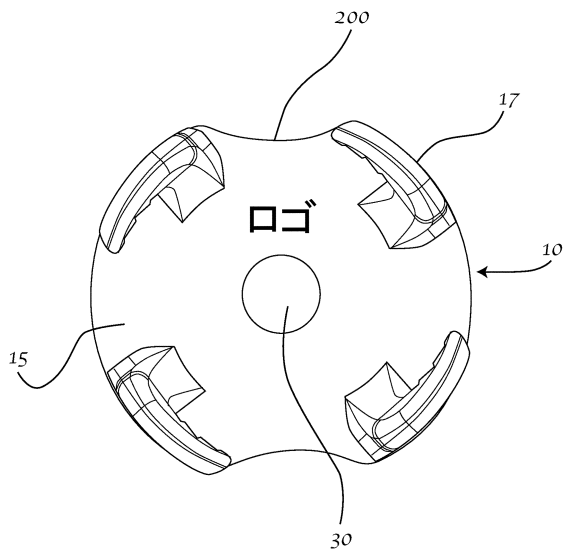
【図5】



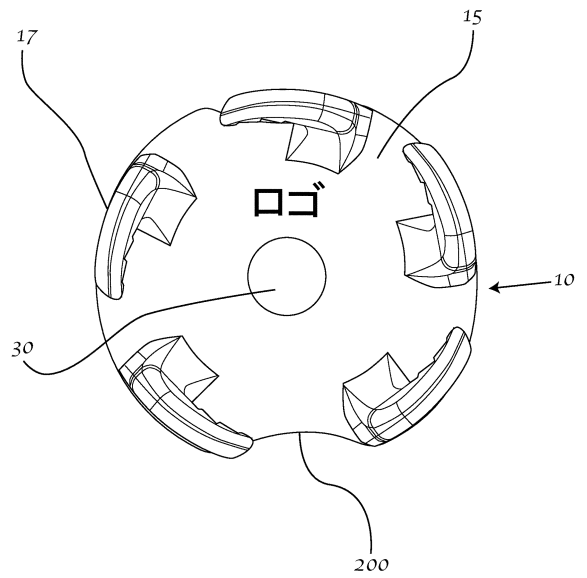
【図6】



【図7】



【図8】



## フロントページの続き

- (72)発明者 ジョン ルーサー ブラック ジュニア  
アメリカ合衆国, カリフォルニア州 92626, コスタ メーサ, ヨークタウン レーン 16  
9
- (72)発明者 ジョン エフリン キャンディアス  
アメリカ合衆国, カリフォルニア州 92660, ニューポート ビーチ, センテラ プレイス  
2001

審査官 榎 俊秋

- (56)参考文献 登録実用新案第3162970(JP, U)  
特開2010-148577(JP, A)  
特開2009-82159(JP, A)  
特開2000-312731(JP, A)  
実開平6-41757(JP, U)  
米国特許第6257989(US, B1)  
米国特許第1976316(US, A)  
米国特許出願公開第2012/0266560(US, A1)  
米国特許第6505799(US, B1)

## (58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

A63B 57/00 - 57/20  
A63B 47/00  
A63B 69/36  
A63B 71/00  
F16B 23/00 - 43/02  
F16B 2/00 - 2/26